



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*13 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

(行政改革課)..... 1

○ 告示

*386 職員の駐在に関する告示

(行政改革課)..... 10

規 則

和歌山県規則第13号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
(局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。				(局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。					
部	局	課	班	部	局	課	班		
略	略			略	略				
企画部	企画政策局	略		企画部	企画政策局	略			
							紀の国わかやま文化祭推進局	総務企画課	総務企画班 行幸啓班
							地域振興局	地域政策課	地域支援班 土地利用・水資源班
							移住定住推進班	定住推進班 移住戦略推進班	
	略	略			略	略			
略	略			略	略				
福祉保健部	略	略		福祉保健部	略	略			

略	健康局	医務課	医事調整班 新型コロナワクチン接種支援班 医療戦略推進班 地域医療班 看護班 公立大学法人班
		健康推進課	健康対策班 がん・疾病対策班 感染症対策班 母子保健班
	略		

(課の中に置く室等)

第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	略
環境生活総務課	自然環境室 ジオパーク室
略	

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

総務課	D X 推進室	D X 推進班
人事課	略	略
略		

3～5 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)

第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

総務課は、和歌山県の管理運営に関する施策の総合調整及び情報公開制度の円滑な運用を任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(13) 略

(14) デジタル行政の推進に関すること。

(15) 行政事務の合理化及び能率向上に関すること。

(16)・(17) 略

行政改革課

行政改革課は、行政組織の最適化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 新中期行財政経営プランに関すること。

(5) 略

人事課～災害対策課 略

略	健康局	医務課	医事調整班 医療戦略推進班 地域医療班 看護班 公立大学法人班
		健康推進課	健康対策班 がん・疾病対策班 感染症対策班 ワクチン接種支援班 母子保健班
	略		

(課の中に置く室等)

第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	略
略	

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

人事課	略	略
環境生活総務課	自然環境室	自然環境班 ジオパーク推進班
略		

3～5 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)

第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

総務課は、和歌山県の管理運営に関する施策の総合調整及び情報公開制度の円滑な運用を任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(13) 略

(14)・(15) 略

行政改革課

行政改革課は、行政運営の効率化及び行政組織の最適化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 行政事務の合理化及び能率向上に関すること。

(4) 略

(5) 中期行財政経営プランに関すること。

(6) 略

人事課～災害対策課 略

第16条 DX推進室においては、総務課の所掌事務のうち、前条総務課の項第14号及び第15号に掲げる事務を所掌する。

2 職員厚生室においては、人事課の所掌事務のうち、前条人事課の項第9号から第14号までに掲げる事務を所掌する。

(企画部各課の任務及び所掌事務)

第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課～調査統計課 略

情報政策課

情報政策課は、情報通信技術の普及による県民生活の向上及び情報通信技術を活用した行政の効率化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 情報システム全体最適化に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。

(7)～(12) 略

地域政策課 略

移住定住推進課

移住定住推進課は、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) わかやま移住定住総合戦略に関すること。

(7) 空家の利活用に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。

(8) 略

総合交通政策課～人権施策推進課 略

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

第16条

職員厚生室においては、人事課の所掌事務のうち、前条人事課の項第9号から第14号までに掲げる事務を所掌する。

(企画部各課の任務及び所掌事務)

第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課～調査統計課 略

情報政策課

情報政策課は、情報通信技術の普及による県民生活の向上及び情報通信技術を活用した行政の効率化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 情報システム全体最適化に関すること。

(7)～(12) 略

総務企画課

総務企画課は、第36回国民文化祭・わかやま2021及び第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会(以下「紀の国わかやま文化祭」という。)を開催するために必要な総合調整を行い、機運を醸成するとともに、宿泊・輸送などの環境を整えることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 紀の国わかやま文化祭の開催に必要な企画及び総合調整に関すること。

(2) 紀の国わかやま文化祭の広報及び県民運動に関すること。

(3) 紀の国わかやま文化祭の開催に必要な宿泊・輸送に関すること。

(4) 紀の国わかやま文化祭の開催に必要なボランティアに関すること。

(5) 紀の国わかやま文化祭の企業協賛に関すること。

(6) 行幸啓に関すること。

(7) その他任務の達成に必要なこと。

事業推進課

事業推進課は、紀の国わかやま文化祭の事業の企画及び適切な運営を行い、県民の文化力の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 紀の国わかやま文化祭の開会式及び閉会式に関すること。

(2) 紀の国わかやま文化祭の県主催事業に関すること。

(3) 紀の国わかやま文化祭の市町村及び文化団体主催事業に関すること。

(4) 紀の国わかやま文化祭の障害者芸術・文化事業に関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

地域政策課 略

移住定住推進課

移住定住推進課は、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 移住・交流及び二地域居住の推進に関すること。

(7) 略

総合交通政策課～人権施策推進課 略

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

環境生活総務課
環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 気候変動適応法 (平成30年法律第50号) の施行に関すること。

(7)～(25) 略

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(18) 略

(19) 食品ロスの削減の推進に関する法律 (令和元年法律第19号) の施行に関すること。

(20) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号) の施行に関すること。

(21)・(22) 略

環境管理課・県民生活課 略

青少年・男女共同参画課

青少年・男女共同参画課は、青少年の健全育成を推進し、男女が共に参画できる社会の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(8) 略

(9) 和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第31号) の施行に関すること。

(10)～(18) 略

食品・生活衛生課 略

第20条 自然環境室においては、環境生活総務課の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第12号から第21号まで及び第24号に掲げる事務を所掌する。

2. ジオパーク室においては、環境生活総務課の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第22号及び第23号に掲げる事務を所掌する。

3. 4 略

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健総務課～長寿社会課 略

障害福祉課

障害福祉課は、障害者及び障害児の自立と社会参加を推進し、障害者等の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(15) 略

(16) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年法律第81号) の施行に関すること。

(17)・(18) 略

(19) 和歌山県手話言語条例 (平成29年和歌山県条例第60号) の施行に関すること。

(20)～(24) 略

医務課

医務課は、安全・安心な医療提供体制の構築と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(25) 略

(26) 新型コロナワクチン接種の支援に関すること。

(27) 略

健康推進課～薬務課 略

(商工観光労働部各課の任務及び所掌事務)

第23条 商工観光労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

環境生活総務課
環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6)～(24) 略

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(18) 略

(19)・(20) 略

環境管理課・県民生活課 略

青少年・男女共同参画課

青少年・男女共同参画課は、青少年の健全育成を推進し、男女が共に参画できる社会の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(8) 略

(9) 和歌山県未成年者喫煙防止条例 (平成20年和歌山県条例第31号) の施行に関すること。

(10)～(18) 略

食品・生活衛生課 略

第20条 自然環境室においては、環境生活総務課の所掌事務のうち、前条環境生活総務課の項第13号から第25号までに掲げる事務を所掌する。

2. 3 略

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健総務課～長寿社会課 略

障害福祉課

障害福祉課は、障害者及び障害児の自立と社会参加を推進し、障害者等の福祉の増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(15) 略

(16)・(17) 略

(18)～(22) 略

医務課

医務課は、安全・安心な医療体制の提供と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(25) 略

(26) 略

健康推進課～薬務課 略

(商工観光労働部各課の任務及び所掌事務)

第23条 商工観光労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工観光労働総務課
商工観光労働総務課は、商工観光労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7)・(8) 略

(9) 2025年日本国際博覧会に関すること。

(10)・(11) 略

商工振興課～観光交流課 略

第24条 償還指導室においては、商工観光労働総務課の所掌事務のうち、前条商工観光労働総務課の項第7号に掲げる事務を所掌する。

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課～経営支援課 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(9)～(13) 略

(14)～(32) 略

森林整備課～資源管理課 略

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)

第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備総務課～検査・技術支援課 略

用地対策課

用地対策課は、県土整備事業における用地取得の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 略

道路政策課～下水道課 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(10) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関すること（所有者不明土地の利用の促進に関することに限る。）。

(11)～(15) 略

建築住宅課

建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

商工観光労働総務課

商工観光労働総務課は、商工観光労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 和歌山県立わかやま館に関すること。

(8)・(9) 略

(10)・(11) 略

商工振興課～観光交流課 略

第24条 償還指導室においては、商工観光労働総務課の所掌事務のうち、前条商工観光労働総務課の項第8号に掲げる事務を所掌する。

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課～経営支援課 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に関すること（振興山村資金及び過疎地域経営改善金を除く林業資金に限る。）。

(9)～(13) 略

(14) 緑の雇用事業に関する総合的な企画及び調整に関すること。

(15)～(33) 略

森林整備課～資源管理課 略

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)

第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備総務課～検査・技術支援課 略

用地対策課

用地対策課は、県土整備事業における用地取得の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること。

(8) 略

道路政策課～下水道課 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(10)～(14) 略

建築住宅課

建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）の建築物に係る措置に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(7)～(10) 略

(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) の施行に関すること。

(12)～(20) 略

(21) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成12年法律第149号) の施行に関すること。

(22)～(32) 略

公共建築課～港湾漁港整備課 略

(課の設置)

第35条 地域振興部に、次の課を置く。

略

企画産業課

地域課

2 略

(総務県民課の所掌事務)

第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) 略

(13)～(23) 略

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局地域振興部総務県民課においては、同項第5号、第8号、第12号及び第14号に規定する事務を所掌しない。

(企画産業課の所掌事務)

第36条の2 企画産業課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4)～(9) 略

2～4 略

(地域課の所掌事務)

第36条の3 地域課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域の課題の把握に関すること。

(2) 地域づくり等地域の振興に関すること。

(3) 過疎地域振興に関すること。

(4) 移住・交流及び二地域居住の推進に関すること。

(5) 地域公共交通に関すること。

(6) 市町村合併協議会の支援に関すること。

(総務用地課の所掌事務)

第52条 総務用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(32) 略

(33) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)

(34) 略

(35) 都市の低炭素化の促進に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)

(36)～(39) 略

(建築課の所掌事務)

第57条 建築課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)

(8)～(11) 略

(12)～(20) 略

(21)～(31) 略

公共建築課～港湾漁港整備課 略

(課の設置)

第35条 地域振興部に、次の課を置く。

略

企画産業課

2 略

(総務県民課の所掌事務)

第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 市町村合併協議会の支援に関すること。

(14)～(24) 略

2 前項の規定にかかわらず、海草振興局地域振興部総務県民課においては、同項第5号、第8号、第12号及び第15号に規定する事務を所掌しない。

(企画産業課の所掌事務)

第36条の2 企画産業課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域づくり等地域の振興に関すること。

(2)～(4) 略

(5) 過疎地域振興に関すること。

(6) 移住・交流及び二地域居住の推進に関すること。

(7)～(12) 略

2～4 略

(総務用地課の所掌事務)

第52条 総務用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(32) 略

(33) エネルギーの使用の合理化に関すること。

(34) 略

(35)～(38) 略

(建築課の所掌事務)

第57条 建築課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) エネルギーの使用の合理化に関すること。

- (10) 略
 - (11) 都市の低炭素化の促進に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
 - (12)～(15) 略
- 2 略

(出張所等の設置)
 第63条 振興局建設部の所掌事務を分掌させるため、振興局建設部に出張所等を置く。
 2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
略		
有田振興局建設部	広川出張所	略
略	略	略

3・4 略

5 略

(出張所等の所掌事務)
 第64条 略
 2・3 略

4 略

(部長、課長等)
 第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
局	局長	上司の命を受け、当該局（総務部総務管理局にあっては行政改革課を除き、環境生活部県民局にあっては食品・生活衛生課を除き、商工観光労働部商工労働政策局にあっては労働政策課を除く。）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合にお

- (10) 略
 - (11)～(14) 略
- 2 略

(出張所等の設置)
 第63条 振興局建設部の所掌事務を分掌させるため、振興局建設部に出張所等を置く。
 2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
略		
有田振興局建設部	広川出張所	略
	湯浅御坊高速事務所	有田郡湯浅町
略	略	略

3・4 略

5 有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所に用地課を置く。
 6 略

(出張所等の所掌事務)
 第64条 略
 2・3 略
 4 有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 近畿自動車道紀勢線（有田川町と御坊市の間に限る。）の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (2) 近畿自動車道紀勢線（有田川町と御坊市の間に限る。）の建設に伴う用地取得事務に関すること。
- (3) 近畿自動車道紀勢線（有田川町と御坊市の間に限る。）の建設に伴う地元市町との調整に関すること。

5 略

(部長、課長等)
 第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
局	局長	上司の命を受け、当該局（総務部総務管理局にあっては行政改革課を除き、企画部企画政策局にあっては国際課及び情報政策課を除き、環境生活部県民局にあっては食品・生活衛生課を除き、商工観光労働部商工労働政策局にあっては労働政策課を除く。）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理

		いて、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

- 2 略
 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
総務部	略	略
略		
農林水産総務課	総括検査員 検査員	上司の命を受け、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合及び農業共済組合の検査に関する事務に従事する。
略		

別表第2 (第35条、第220条関係)
 振興局地域振興部のグループ

区分	課名	グループ名
海草振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
	地域課	
那賀振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
	地域課	

		者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

- 2 略
 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
総務部	略	略
企画部	国際担当参事	上司の命を受け、国際交流に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
	情報政策担当参事	上司の命を受け、情報政策に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
	紀の国わかやま文化祭担当参事	上司の命を受け、紀の国わかやま文化祭の開催に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		
農林水産総務課	総括検査員 検査員	上司の命を受け、農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関する事務に従事する。
略		

別表第2 (第35条、第220条関係)
 振興局地域振興部のグループ

区分	課名	グループ名
海草振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
那賀振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略

伊都振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
	地域課	
有田振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
	地域課	
日高振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
	地域課	
西牟婁振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
	地域課	
東牟婁振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
	地域課	

伊都振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
有田振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
日高振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
西牟婁振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略
東牟婁振興局地域振興部	略	略
	企画産業課	略

別表第3 (第36条関係)
振興局地域振興部総務県民課所管の~~かい~~等
1 略
2 集中物品の調達事務に関すること。

区分	所管の かい 等
那賀振興局地域振興部総務県民課	紀の川市及び岩出市に所在する各 かい
伊都振興局地域振興部総務県民課	橋本市及び伊都郡に所在する各 かい
有田振興局地域振興部総務県民課	有田市及び有田郡に所在する各 かい
日高振興局地域振興部総務県民課	御坊市及び日高郡(みなべ町を除く。)に所在する各 かい
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	田辺市、日高郡のうちみなべ町及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する各 かい
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	新宮市、西牟婁郡のうちすさみ町及び東牟婁郡に所在する各 かい

別表第3 (第36条関係)
振興局地域振興部総務県民課所管の~~かい~~等
1 略
2 集中物品の調達事務に関すること。

区分	所管の かい 等
那賀振興局地域振興部総務県民課	紀の川市及び岩出市に所在する各 かい 並びに農業試験場、果樹試験場かき・もも研究所及び水産試験場内水面試験地
伊都振興局地域振興部総務県民課	橋本市及び伊都郡に所在する各 かい (農林大学校林業研修部及び農林大学校就農支援センターを除く。)
有田振興局地域振興部総務県民課	有田市及び有田郡に所在する各 かい 並びに果樹試験場
日高振興局地域振興部総務県民課	御坊市及び日高郡(みなべ町を除く。)に所在する各 かい 並びに農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場養鶏研究所及び農林大学校就農支援センター
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	田辺市、みなべ町及び西牟婁郡に所在する各 かい 並びに世界遺産センター、林業試験場及び農林大学校林業研修部
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	新宮市及び東牟婁郡に所在する各 かい 並びに畜産試験場及び水産試験場

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部改正)

2 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則（平成10年和歌山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下「組織規則」という。） <u>第36条第1項第15号から第22号まで並びに第36条の2第1項第1号及び第2号</u> に掲げる事項 2 略	1 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下「組織規則」という。） <u>第36条第16号から第23号まで並びに第36条の2第2号及び第3号</u> に掲げる事項 2 略

告 示

和歌山県告示第386号

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第7条第5項及び第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和4年4月1日から実施する。

令和3年和歌山県告示第319号（職員の駐在に関する告示）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 検査・技術支援課分室の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
検査・技術支援課分室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	1 工事の検査及び補助工事の現地調査（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内に係るものに限る。） 2 技術職員の技術力向上に関する事務 3 市町村への技術支援に関する事務

2 東牟婁振興局地域振興部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務

東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 串本古座高等学校	担当のかいの会計に関する事務
-------------	------------------	--------	-----------------------------------	----------------

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 畜産試験場 水産試験場 串本古座高等学校	担当のかい等の物品調達に関する事務

3 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	

4 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

5 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練に関する事務

6 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	伊都郡高野町高野山357	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び啓発に関する事務

7 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理

8 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

9 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	
	日高郡みなべ町東本庄141 6-7	みなべ駐在	